

警察庁 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
1	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	市道における一時停止の交通規制の警察署長権限を恒久的なものへ拡大	【制度改正の経緯】 道路交通法第4条第1項において、都道府県公安委員会は、①道路における危険防止、②交通の安全と円滑、③交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるときは、信号機又は道路標識等を設置して交通規制をすることができると定められております。各警察署から交通事故の危険性や交通規制に関する要望等により、都道府県公安委員会が許可している状況であり、市及び市民からの強い要望等に関しては、半年程度の期間を要し、すぐには対応していただけない状況です。 【支障事例】 通常の道路新設改良工事等に伴う交通規制協議については、工事の施工期間もありませんが、事前に十分な期間を想定して協議をさせていただいておりますので、特に問題は生じていませんが、道路新設や拡幅等で交通量が増えたことにより、影響を受けた生活道路において「一時停止(止まれ)」等の交通規制が必要になってくるケースでは最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあります。「一時停止」の白線一本を引くという工事的には軽微な事ですが、この問題を解決するためには、道路交通法の改正や公安委員会のあり方そのものを見直す必要があるかと考えています。 【制度改正の必要性】 既存道路の交通規制については、通常のケースでも回答が出るまでに最低3ヶ月程度の期間を要し、更に現場施工完了までには2~3ヶ月程度の期間が掛っている現状です。地域住民は、交通量が増え危険を感じており、一日も早い安全対策を願っていますが、現行制度では対応が遅くなってまいります。 【懸念の解消策】 市町村から所轄の警察署 → 都道府県警察本部 → 各県公安委員会で決定 → 都道府県警察本部で工事発注・施工という流れになっていますが、専断事項で都道府県警察本部で判断しているものであれば、その権限を所轄の警察署に移譲すれば、市町村と所轄の警察署間の協議になり、実行までの時間が短縮されるということになります。さらに、市町村と所轄の警察署間の協議により市町村の予算で施工することが出来れば短期間で設置ができます。	道路交通法第4条第1項、第5条第43条、道路交通法施行令第3条の2第1項第8号	内閣府(警察庁)	空開市	交通規制は、国民に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為をなすべき義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、国民に対して大きな影響を与えるものであるから、その内容及び場所的・時間的な範囲は、目的を達成するために必要な最小限度にとどめるとともに、その内容及び形式が法令に適合するよう慎重な検討を行う必要がある。 都道府県公安委員会が、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づき、交通規制に関する権限を警察署長に委任することができるとされているのは、適用期間が1月を超えないような、いわば軽微な処分では、国民の権利・自由を侵害する程度も比較的小さいことから、警察署長に判断させても差し支えないと解されるためである。 この点、法第43条の規定に基づく一時停止の交通規制についても、国民に義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、その適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する程度も大きくなることから、その実施に当たっては慎重な検討を行う必要があり、一時停止の交通規制を含め、適用期間が1月を超える交通規制については、都道府県公安委員会の意思決定によるべきであると解される。 したがって、本件提案への対応は不可である。 なお、都道府県公安委員会では、都道府県交通安全実施計画等に示す方針に基づき、道路整備及び交通状況の長期的推移を把握して計画的な交通規制を推進するとともに、現に交通の安全と円滑が確保されている道路であっても、近い将来問題が予想される場合には先行的に交通規制を実施するなど、交通流・量や沿道状況の変化、地域住民等の要望等を踏まえつつ、必要な交通規制を適時適切に実施することとしているところ、個別具体的な交通規制を実施する上での優先順位に関して、都道府県公安委員会と地方公共団体との間で認識の相違があるのであれば、相互に十分な意思疎通を図ることによって御指摘の懸念は解消されるものと見られる。	都道府県公安委員会と相互に十分な意思疎通を図ることによって解消されると言うことですが、市民からの要望については、市を経由し所管する警察署から申上りいただき、重要性の高い箇所から優先的に対応いただいている状況にありますが、最低でも5ヶ月程度の期間を要している状況にあるため、所管する警察署長の判断で処理されれば、期間短縮ができるということでご提案いたしました。 国民の権利・自由を侵害する程度が大きくなるため対応不可という回答ですが、地元住民が最も規制の影響をうけるからこそ、地域の実情を最も把握している所管の警察署長に権限を移譲し判断することが、手続きの迅速化・効率化、地域の状況に応じた対応が図られると考えます。	
50	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	危険ドラッグに対する警察官への立入検査等の権限の付与	【制度改正の必要性】 近年、危険ドラッグが蔓延し、これを利用したことに起因する犯罪や事故が多発しており、市民生活の安全が脅かされている。 薬物の濫用から住民の健康を守るとともに、住民が安心・安全に暮らせるようにするためには、危険ドラッグの取締りを迅速かつ効果的に行うことが必要である。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「医薬品医療機器等法」という。以下「薬機法」という。))上、大臣指定薬物等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員のみで実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下「薬機法」という。))上、大臣指定薬物等への立入検査等を行う権限は、現在、厚生労働大臣及び都道府県知事に命じられた職員(薬事監視員)にはあるが、警察官にはない。 このため、警察官は、単独で大臣指定薬物等に関する販売店舗等への立入検査等を行うことができない。 また、埼玉県では、「埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例」を平成27年4月に施行し、警察官に対し、医薬品医療機器等法の網にかからない危険ドラッグのうち、知事が指定した薬物を業務上取り扱う場所その他必要な場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができるとする規定を設け、警察官が単独で立入調査等ができるようにしている。 医薬品医療機器等法第76条の9のような規定を警察官についても設け、警察官に立入検査等の権限を付与すれば、必要に応じ、警察官単独でも立入検査等ができるようになるなど、迅速な対応が可能となる。 【支障事例】 埼玉県では医薬品医療機器等法に基づく危険ドラッグ販売店舗等に対する立入検査を埼玉県警察本部職員のみで実施してきたが、警察官は立入検査等の権限がないため、必要に応じた警察官単独の立入検査など、迅速な対応がしにくい。	厚生労働省、内閣府(警察庁)	埼玉県	現行規定で対応可能であり、厚生労働省及び警察庁としては、法改正の必要はない。 (理由) 麻薬取締官、麻薬取締員及び薬事監視員が実施する立入検査に対し、警察官が必要な協力を行うなど関係機関が連携した各種取組を推進してきたことにより、平成26年3月時点で全国に215店舗存在した危険ドラッグの販売店舗は、平成27年7月に閉鎖が確認された。 このように、警察官による立入検査権限が無い現行規定上であっても、関係機関が連携することにより十分な対応が行えている。 また、麻薬取締員は、麻薬及び精神薬取締法第54条第5項に定める罪について、司法警察員として職務を行うことのできる都道府県職員であり、且つ立入検査権限も有している。 以上の理由から、御提案の立入検査権限を警察官にまで付与する必要性は認められない。		

警察庁 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>置戸町、三鷹市、野々市市、沼津市、豊田市、宮崎市</p> <p>○新設の信号機又は新設の一時停止・横断歩道等の設置について、地元自治会及び通学路関連の市民からの要望が多くあり、毎年本市で要望箇所を取りまとめ、所轄の警察署に提出しているが、県警本部のヒヤリングが年1回しかないと聞いており、実施までに1年以上の期間を要している。また、要望の箇所が多いため、所轄で要望箇所を絞り込み、更に県警本部のヒヤリング時に要望箇所を絞り込むため、年間3箇所程度の要望しか対応されていない。改正を強く要望する。</p> <p>○生活道路を始めとした市道における「一時停止(止まれ)」等の交通規制に関する地域要望は多いが、所轄警察署が可否を判断し、回答までには5か月程度期間を要する。所轄警察署において、交通規制が必要と判断された場合であっても、県警本部(公安委員会)での判断により規制不可、あるいは優先順位により実施までには更に期間を要する。地域の道路事情、交通形態の変化に対し、迅速に対応できていないため、制度改正が必要と考える。</p>	<p>【全国市長会】 警察署長への権限移譲については、提案団体の意見を尊重されたい。ただし、予算措置等の対応を行うこと。</p>	<p>第1次回答のとおり、交通規制は、国民に対して一定の行為を禁止し、制限し、又は一定の行為をなすべき義務を課し、具体的な交通ルールを設定するものであり、その適用期間が長くなれば、国民の権利・自由を侵害する程度も大きくなることから、その実施に当たっては慎重な検討を行う必要がある。このため、適用期間が1月を超える交通規制については、都道府県警察を管理する都道府県公安委員会の意思決定によることが適当である。</p> <p>なお、手続の迅速化・効率化については、交通規制を行うに当たって、現地調査等の所要の行程が不可欠であるため、一定の時間は必要となるものの、警察庁においては、警察内部における意思決定の迅速化等により、必要な交通規制が適時適切に実施されるよう、都道府県警察を指導してまいりたい。</p> <p>また、道路標識等の設置に当たっては、意思決定手続のほか、予算執行手続に時間を要するところ、警察において予算執行手続の迅速化を図ることは困難であるが、個別具体的な交通規制を実施する上での優先順位に関して、都道府県公安委員会と地方公共団体との間で認識の相違があるのであれば、相互に十分な意思疎通を図ることによって御指摘の懸念は解消されるものと思料される。</p>	<p>6【警察庁】 (2)道路交通法(昭35法105) 都道府県公安委員会の交通規制(4条1項)については、市町村等から交通規制の実施に関する要請があった場合には、都道府県警察と市町村等との間で相互に十分な意思疎通を図るとともに、必要と認められる交通規制が迅速に実施されることが望ましいことを都道府県警察に平成27年度から周知する。</p>	
	<p>【全国知事会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 各府省の回答が現行規定で可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			

警察庁 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府 省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
126	A	権限移譲	消防・防災・安全 公安委員会が市道に設置した停止線の補修について	停止線の補修について、公安委員会との協議を経て、道路管理者において実施できる。	【現在の制度】 道路標示の停止線と「止まれ」は同時に標示されることが多いが、停止線は公安委員会の所管である一方、「止まれ」は法定外表示である。 【支障事例】 交通事故防止のために道路標示を補修する場合、市道であれば市が「止まれ」を公安委員会と協議の上補修できるが、停止線は所管が異なるため県に補修を依頼することとなり、非効率である上、県において予算措置がなされていない等の理由により、長いものでは4年程度補修されない(春日井市立白山小学校通学路の横断歩道)ケースもある。 【制度改正の効果】 設置後の維持管理権限を市に移譲することにより、迅速・効率的な道路標示の補修を行うことができる。 新設では無く、既設の補修に関わる権限のため、交通ネットワークを妨げることなく円滑な交通流を促し、交通事故の抑止につながる。	道路交通法第4条	内閣府(警察庁)	春日井市	都道府県公安委員会は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、信号機又は道路標識若しくは道路標示を設置し、及び管理し、道路における交通の規制をすることができるとされている。 法第43条に規定する道路標識により一時停止の交通規制が行われている場合に車両が停止する位置を示す必要がある場所等に設けられる停止線は、都道府県公安委員会が設置・管理する道路標示であり、その補修も管理の一環として都道府県公安委員会が実施するものである。 交通規制については、その効果等の点検・確認を恒常的に行い、道路及び交通安全施設等の整備、交通流・量等の交通状況及び沿道状況の変化、道路利用者のニーズの変化等によって、実態に合わなくなった場合は必要な見直しを行うこととしており、都道府県公安委員会としては、道路標識・道路標示を設置すれば、対応が終了するというわけではなく、その後の管理的確に行い、警察官による交通指導取締りを推進することによって、交通規制の実効性を担保しているところであり、道路標識・道路標示の設置と管理を一体として行うことは、的確な交通規制を実施する上で必要不可欠である。 したがって、本件提案への対応は不可である。 なお、同一の時期に同一の場所に設けられた停止線と「止まれ」の法定外表示についても、その老朽化の状況等は同一でないことから、両者の補修時期を同一とする必要はなく、それぞれの状況等に即して、適時適切に補修すべきであるものと思料される。	了解しました。	
295	B	地方に対する規制緩和	環境・衛生 管理捕獲従事者に係るライフル銃の所持許可の適用	派遣委託により県に配置され、管理捕獲を行うワイルドライフレンジャーを銃砲刀剣類所持等取締法に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に含め、猟銃の所持経験が10年未満でもライフル銃を所持できるよう運用を改善する。	【現在の制度】 現在の制度では、猟銃の所持経験が10年未満の場合であっても、県職員が自ら捕獲を行うのであれば、当該県職員は、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃を所持することができる。 一方、県との派遣委託契約に基づく派遣労働者であるワイルドライフレンジャーは、県の指揮命令下に置かれて捕獲を実施しているが、それが県自らによる捕獲ではないという理由により、「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当しない。 【提案の経緯】 神奈川県では、シカによる自然補生の衰退・消失や農林業被害が深刻化しているため、平成15年度から鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づくシカ管理計画を策定し、自然補生回復や農林業被害軽減を目指して管理捕獲によるシカの個体数調整を行っている。 平成24年度からは、シカの管理捕獲に専門に従事する者を派遣委託によりワイルドライフレンジャーとして県自然環境保全センターに配置し、同センターの指揮命令のもと、これまで捕獲実施が困難であった高標高域の山稜部等において、少人数による捕獲などを実施している。 【具体的な支障事例】 高標高域の山稜部等における捕獲では、射程が長く弾速が速いライフル銃が適する場合があるが、ワイルドライフレンジャーは、事業を実施する県からの委託により派遣されて獣類の捕獲を行っている者であり、銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しないとされ、猟銃の所持経験が10年未満の場合は、ライフル銃を所持することができないため、捕獲業務を行う上で大きな制約となっている。 【地域の実情を踏まえた必要性】 高標高域の山稜部等で捕獲を実施する上で制約を減じるために、猟銃所持経験が10年未満のワイルドライフレンジャーであってもライフル銃を所持できるように運用を改善することが必要である。 ※【提案の経緯】、【具体的な支障事例】については、別紙に追加記載あり。	銃砲刀剣類所持等取締法第5条の2第4項第1号	内閣府(警察庁)	神奈川県	ライフル銃は命中精度および殺傷効果が散弾銃や空気銃に比べて著しくすぐれており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力および威圧力はきわめて強大であることから、その所持をライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性の少ない者に限定することとしている。 このうち、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」とは、例えば、農林水産業を営み又はこれに従事する者で、当該事業に対する熊、イノシシその他の獣類による被害があり、これを防止することが必要であると認められるものをいうのが原則であるが、 ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条に基づき、市町村が実施隊を設置してその隊員に猟銃を所持させ鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第86号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第9条第1項の規定に基づく許可を受けて行う鳥獣の捕獲等に従事させる場合 ② 鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者がその捕獲従事者に猟銃を所持させ、同法第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画が定められている区域において、当該区域内の農林水産業に従事する者又は都道府県、市町村若しくは農業協同組合等の農林水産業に関する法人から農林水産業に係る被害を防止するために委託を受け、又は同法第14条の2第7項に基づき指定管理鳥獣捕獲等事業の委託を受けて鳥獣の捕獲等に従事させる場合であって、ライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認められ、一定の厳格なライフル銃の保管・管理が確保されている場合には、上記の場合と同様にライフル銃を必要とし、かつ、適切な取扱いを期待できることから、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当するところである。 ワイルドライフレンジャーについては、上記①、②のいずれにも該当せず、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」には該当しない。 また、本件の鳥獣の捕獲等については、派遣委託により行われるところ、県が直接雇用又は業務委託により捕獲事業を実施する場合に比べて責任の所在が不明確になる(労災補償責任は派遣元が負い、損害賠償責任は県が負うこととなるなど)おそれもあり、農林水産業を自ら営む者と同様にライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性が少ないとは認められない。	「具体的な支障事例」、「地域の実情を踏まえた必要性」に示した提案の経緯や支障事例、その必要性などを踏まえ、派遣委託により県が行う管理捕獲に従事する者についても、猟銃の所持経験が10年未満の場合でもライフル銃の所持が可能となるよう再度検討いただきました。	

警察庁 最終的な調整結果

<p><新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)></p>	<p>全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見</p>	<p>提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)</p>	<p>各府省からの第2次回答</p>	<p>平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容</p>
<p>野々海市、所沢市、豊田市、甘日市市</p> <p>○公安委員会所管の標示と道路管理者所管の標示が混在している状況にあって、予算の都合により道路管理者の所管分のみを補修することにより安全性が低下する事態が生じている。特に春日井市提案の停止線+止まれや路側線・中央線を補修した後横断歩道標示が薄く見えにくくなるなどの事例がある。公安委員会所管の標示であっても道路管理者・公安委員会の事前協議があることを前提に、道路管理者にて補修できるようになることで、安全性の向上につながる。</p> <p>○「止まれ」は所轄警察署と協議の上、修繕を実施しているが、停止線は修繕できないため、交差点における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。市内多くの箇所では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会へ修繕の要望をしても、修繕までに多くの期間を要する。修繕について道路管理者で施工可能になれば安全性の向上につながる。ただし、地方財政法第28条の2に抵触するおそれがあるため、法律の改正が必要と思われる。</p>	<p>【全国知事会】 道路標示は、都道府県公安委員会が道路ネットワーク全体の機能を見通して設置する道路標識と一体的に設置しているため、引き続き都道府県公安委員会の事務・権限とするべきである。</p> <p>【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分尊重されたい。なお、提案のとおり、希望する市への移譲するとともに、予算措置等の対応を行うこと。</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>	<p>対角線</p>
	<p>【全国知事会】 事故防止等の安全確保の方策を構築すべき。</p>	<p>対角線</p>	<p>ワイルドライフレンジャーについては、神奈川県による丹沢山地での有害鳥獣(鹿)の駆除事業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)に基づき市町村が設置する鳥獣被害対策実施隊ではないことから、同じ第1次回答でお示した鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業について検討する。</p> <p>第1次回答でもお示したとおり、鳥獣保護管理法第18条の2に基づき認定を受けた鳥獣捕獲等事業者(以下「認定事業者」という。)の捕獲従事者は、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し、ライフル銃の所持に係る特例が認められる。</p> <p>ワイルドライフレンジャーについては、現行の運用のままではライフル銃の所持に係る特例を認めることはできないものの、鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業において、神奈川県が認定事業者となり、その捕獲従事者として活動することで、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、ライフル銃の所持に係る特例が認められ得ると解される。</p>	<p>6【警察庁】 (1)銃砲刀剣類所持等取締法(昭33法6) ライフル銃の所持許可(5条の2第4項)については、地方公共団体が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88)18条の2に基づき都道府県知事の認定を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合、その捕獲従事者にライフル銃を所持させた上で捕獲等に従事させる必要があると認めるときは、当該捕獲従事者が労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合でも、「事業に対する被害を防止するためにライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」(5条の2第4項1号)に該当し、許可の対象となり得ることを都道府県警察に平成27年度中に通知する。 【措置済み(平成27年10月20日付け警察庁生活安全局保安課通知)】</p>